

2017 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 81 号条約ダイレクトリクエスト（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

工業及び商業における労働監督に関する条約

1947 年（第 81 号）

日本（批准：1953 年）

委員会は、政府に対して、サービス業、陸上運送業、製造業及び建設業に対して十分な件数の効果的な監督が行われるよう努力を継続し、及び強化し、この点について執られた措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する。委員会は、再度、政府に対して、労働安全衛生法第 98 条に基づき、労働者の切迫した危険に対して発出された命令の件数に関する情報を提供するよう要請する。委員会は、司法判断を求めるために送検された労働安全衛生法違反の件数について政府から提供された情報に留意し、政府に対して、労働安全衛生関連の違反について科せられた処罰の件数及び性質を含む、送検の結果についての情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対して、労働時間に係る法規定の履行強化に向けて執られた措置に関する情報を提供すること、及びこの課題に関して、最高法定罰金額 30 万円（3,000 米ドル）が科せられた件数及び送検件数とその結果（最高額の罰金は、どの程度の頻度で科されているのか、司法判断の結果はどのようなものか）に関する情報を提供することを要請する。

委員会は、政府に対して、引き続き、労働監督年報及びその要約を提出すること並びに労働監督年報に監督を受けるべき事業場数及びそこで使用する労働者の数の統計（第 21 条（c）に従う）、並びに科された処罰の統計（第 21 条（e））が確実に含まれるよう要請する。

2018年条約勧告適用専門家委員会 I L O 第 144 号条約ダイレクトリクエスト (抄)

(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

三者協議に関する条約

1976 年 (第 144 号)

日本 (批准 : 2002 年)

委員会は、政府に対して、国際労働基準に関する三者間の協議を改善するために講じられた措置について、引き続き報告するよう要請する。委員会は、また、政府に対して、特に社会的パートナーにより特定された条約、すなわち、未批准の第 105 号条約、第 111 号条約、第 175 号条約及び第 189 号条約の批准の展望について再検討するために開催された協議を含め、条約第 5 条 1 に掲げられた事項に関する協議の内容及び結果の情報を、引き続き提供するよう要請する (第 5 条 1 (c))。